

問1 戦国大名が「分国法」を制定した主な目的として、当時の社会情勢を踏まえた説明として最も適切なものはどれか。 (2017年 茨城県公立入試 類似)

- | | | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|---|
| 1. 鉄砲の伝来に伴い、全国共通の武器使用ルールを室町幕府が定めるため。 | 2. 朝廷の権威を借りて、隣接する他の領国を経済的に圧迫するため。 | 3. 開墾した土地を永久に私有することを認め、農業生産力を高めるため。 | 4. 自らの領国における家臣同士の私的な争いを禁じ、大名による統治を強化するため。 |
|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|---|

問2 鉄砲の伝来がその後の日本の戦い方や社会に与えた影響として、最も適切な説明を選びなさい。 (2014年 沖縄県公立入試 類似)

- | | | | |
|---|---|--|---|
| 1. 武士個人の技術がより重視されるようになり、刀や弓矢による一騎打ちが増加した。 | 2. 鉄砲の製造が困難であったため、一部の特権階級のみが儀礼用として保持した。 | 3. 集団戦法が主流となり、強力な火力から守るための堅固な城が築かれるようになった。 | 4. 外国との交易が危険視されたため、すぐに鉄砲の使用や製造が全面的に禁止された。 |
|---|---|--|---|

問3 戦国時代に各地を支配した戦国大名の多くは、「下剋上」という風潮の中で台頭しました。この時代における「下剋上」の説明として、当時の社会状況をふまえた最も適切なものはどれですか。 (2016年 静岡県公立入試 類似)

- | | | | |
|--|--|---|---|
| 1. 幕府から任命された守護が、自らの実力を高めて隣国を吸収し、支配権を世襲していった。 | 2. 農民たちが宗教的な団結を強めることで、武士の支配を実力で排除して自治を行った。 | 3. 朝廷の権威を背景とした下級武士が、実行行使によって幕府の政治を批判し、地位を向上させた。 | 4. 下の者が実力で上の者に打ち勝って地位を奪い、新たな領主として領国支配を広げていった。 |
|--|--|---|---|

問4 戦国時代において、戦国大名が自らの領国内の秩序を維持し、家臣や民衆を統治するために独自に制定した法律を何と呼びますか。江戸時代に幕府が定めた武家諸法度とは異なり、各大名が自分の領土の実情に合わせて定めたものを指します。 (2021年 三重県公立入試 類似)

- | | | | |
|----------|-----------|--------|----------|
| 1. 御成敗式目 | 2. 公事方御定書 | 3. 分国法 | 4. 武家諸法度 |
|----------|-----------|--------|----------|

問5 室町時代後半から戦国時代にかけて、実力のある者が身分の高い者に打ち勝って勢力を広げていく社会風潮が見られました。このような風潮を何と呼びますか。 (2022年 熊本県公立入試 類似)

- | | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 1. 徳政令 | 2. 下剋上 | 3. 惣領制 | 4. 寄合 |
|--------|--------|--------|-------|

問6 1549年に鹿児島へ上陸し、日本に初めてキリスト教を伝えたイエズス会の宣教師は誰か。 (2017年 北海道公立入試 類似)

- | | | | |
|-------------|----------------|------------|------------|
| 1. ルイス＝フロイス | 2. フランシスコ＝ザビエル | 3. マテオ＝リッチ | 4. ヴァリニャーノ |
|-------------|----------------|------------|------------|

問7 大友宗麟をはじめとする有力な戦国大名が、キリスト教を保護し、自らも入信した背景として、当時の状況を説明した文として最も適切なものはどれですか。 (2025年 京都府公立入試 類似)

- | | | | |
|--|---|--|---|
| 1. 南蛮貿易による利益を得るとともに、軍事的に有利な鉄砲や火薬などの輸入を円滑に進めるため | 2. キリスト教の教えを広めることで、反抗的な一向一揆などの仏教勢力を抑え込むため | 3. ヨーロッパ諸国の軍隊を日本に呼び寄せ、国内の戦乱を武力で平定させるため | 4. 室町幕府の將軍から、キリスト教を保護することを条件に領地の支配権を認められたため |
|--|---|--|---|

問8 戦国大名が定めた法律の内容に多く見られる、「家臣同士が私的な争いを起こした場合、その理由の正当性を問わず、双方とも処罰する」という原則を何と呼びますか。 (2020年 佐賀県公立入試 類似)

- | | | | |
|---------|-----------|----------|----------|
| 1. 目目安箱 | 2. 連座（縁座） | 3. 喧嘩両成敗 | 4. 奉公と恩賞 |
|---------|-----------|----------|----------|

問9 日本地図において、中国地方の日本海側に面した島根県に所在し、かつて「灰吹法」という技術を導入して生産量を飛躍的に高めた銀山を次の中から選びなさい。 (2016年 鳥取県公立入試 類似)

- | | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| 1. 富岡製糸場 | 2. 石見銀山 | 3. 足尾銅山 | 4. 生野銀山 |
|----------|---------|---------|---------|

問10 戦国時代、鉄砲の伝来などにより戦術が変化し、大規模な軍事力とそれを支える安定した領地経営が不可欠となりました。こうした中、戦国大名が領国内の紛争を禁じたり、年貢の徴収を確実にしたりする目的で定めた「分国法」の性質として、最も適切な説明はどれですか。 (2022年 和歌山県公立入試 類似)

- | | | | |
|--|---|---------------------------------|--|
| 1. 鎌倉時代の慣習法を整理し、武士の裁判を公平に行うために幕府が定めた法律である。 | 2. 戦国大名が、室町幕府の法によらずに自らの領土を統治するために独自に定めた法律である。 | 3. 朝廷が全国の公家や武士に対して一律に適用した法律である。 | 4. 幕府の許可を得た大名だけが、他国との貿易を制限するために定めた規則である。 |
|--|---|---------------------------------|--|

問11 戦国大名が領国内の武士や民衆を統制するために定めた「分国法（分国章程）」に関連する記述として最も適切なものはどれですか。なお、法の中には家臣同士の私的な争いを禁じる「喧嘩両成敗」などの規定が含まれているものとします。 (2018年 秋田県公立入試 類似)

- | | | | |
|--|---|---|--|
| 1. 家臣たちが実力で主君をしのぐ下剋上の動きを抑え、領内の秩序を維持するために制定された。 | 2. 農民が団結して一揆を起こすことを推奨し、幕府の権威を完全に否定するために制定された。 | 3. 朝廷から与えられた公家法をそのまま適用し、京都の文化を地方に広めるために制定された。 | 4. 全国の戦国大名が共通のルールを持つことで、大名間の和平を促進するために制定された。 |
|--|---|---|--|

問12 戦国大名が領国内の統制を図るために定めた「分国法」の性質について説明したものとして、正しいものはどれですか。 (2024年 東京都公立入試 類似)

- | | | | |
|--|--|--|---|
| 1. 源頼朝が全国の守護や地頭に対して、公家との紛争を公平に裁くために制定したものであった。 | 2. 大名が自分の領国内にのみ適用した独自の法律であり、地域の実情に応じた内容であった。 | 3. 日本で最初の本格的な法律であり、天皇を中心とした律令国家の仕組みを定めたものであった。 | 4. 豊臣秀吉が全国を統一した後、農民から武器を取り上げるために発令したものであった。 |
|--|--|--|---|

問13 戦国時代の社会や法律について説明した文章として、「朝倉氏が城の建築を制限する規定を設けたことや、武田氏が喧嘩両成敗の原則を定めたことなど、大名が独自に定めた規定が存在した」という記述があります。この記述の説明として最も適切なものはどれですか。 (2026年 岩手県公立入試 類似)

- | | | | |
|--|---------------------------------------|---|---|
| 1. これは江戸幕府が成立した直後に各大名を統制するために出された武家諸法度に関する記述である。 | 2. これは下剋上の風潮のもとで戦国大名が定めた分国法に関する記述である。 | 3. これは室町幕府が守護大名の権力を強めるために制定した建武式目に関する記述である。 | 4. これは鎌倉幕府が御家人同士の土地の紛争を裁くために制定した御成敗式目に関する記述である。 |
|--|---------------------------------------|---|---|

問14 戦国時代、各地の有力な戦国大名が自らの領国内の秩序を維持し、家臣や領民を統制するために独自に制定した法律を何といいいますか。 (2024年 奈良県公立入試 類似)

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|--------|
| 1. 壺田永年私財法 | 2. 公事方御定書 | 3. 永仁の徳政令 | 4. 分国法 |
|------------|-----------|-----------|--------|